

議第23号

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項、第4条第2項及び第7条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第10条第1項中「第55条第1項」を「第55条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

提案理由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。